

平成29年箕輪町条例第20号

産業支援センターみのわ設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、産業支援センターみのわ（以下「センター」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 産業の活性化と振興を図ることを目的として、町内で新規事業を開始しようとする者に創業及び研究開発の場を提供するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
産業支援センターみのわ	箕輪町大字中箕輪10286番地1

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業支援オフィス 創業支援を目的に整備された個別型レンタルオフィスをいう。
- (2) コワーキングスペース 創業支援を目的に整備された共同型レンタルオフィスをいう。
- (3) 研修室 産業の活性化と振興を図るため整備された研修スペースをいう。
- (4) 施設等 センターの施設、設備及び備品をいう。

(使用対象者)

第5条 創業支援オフィスを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 概ね6月以内に町内で新規事業を開始しようとする者
 - (2) 町外において事業を開始した日以後5年を経過していない者であって、新たに町内で事業展開を図ろうとするもの
 - (3) 新しい技術、素材、市場等の研究開発テーマを持ち、その事業化を目指す意欲と能力がある者
- 2 コワーキングスペース及び研修室を使用できる者は、町内産業の活性化と振興を図るために使用するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に適当と認める者は、センターを使用することができるものとする。

(使用の申請及び許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第7条 創業支援オフィスの使用期間は、3年以内とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、使用期間を延長することができるものとする。

(使用時間)

第8条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、創業支援オフィス及びコワーキングスペースにおいては、この限りでない。

(使用許可の制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターの施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれのあるとき。

(3) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有すると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が使用を不相当と認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第10条 第6条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、町長はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 許可の申請に偽りがあったとき。

(4) 町税等に滞納があったとき。

(5) 第9条の各号の規定のいずれかに該当したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(使用料の納付等)

第12条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。

3 使用料の納付方法は、規則で定める。

4 前3項の規定にかかわらず、町長が特に適当と認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

5 既に納めた使用料は還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の費用負担)

第13条 創業支援オフィスの使用者は、電気料を負担するものとする。

2 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設等の修繕費等は、使用者が負担するものとする。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復し、必要に応じて担当職員の点検を受けなければならない。

(報告)

第15条 町長は、特に必要と認めるときは、創業支援オフィスの使用者に対し、事業の実施状況その他の事項の報告を求めることができる。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、施設等に損害を与えた場合には、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(箕輪町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

2 箕輪町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和42年箕輪町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第17号を次のように改める。

(17) 産業支援センターみのわ

(準備行為)

3 第6条第1項で規定する使用の申請を行おうとする者は、施行前においてもその申請を行うことができる。

(別表) (第12条関係)

1 創業支援オフィス使用料

名称	面積 (㎡)	使用料 (月額)
創業支援オフィス 1	28.3㎡	14,100円
創業支援オフィス 2	24.3㎡	12,100円
創業支援オフィス 3	24.5㎡	12,200円
創業支援オフィス 4	29.6㎡	14,800円
創業支援オフィス 5	40.6㎡	20,300円

備考 使用期間が1月に満たない場合は、当該月の現日数を基礎として日割りにより算定する（この額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

2 コワーキングスペース使用料

名称	使用料 (1人当たり日額)
コワーキングスペース	100円

3 研修室使用料

名称	面積 (m ²)	6 時間以内	1 日
研修室 1	116.6 m ²	1,000円	2,000円
研修室 2	77.7 m ²	500円	1,000円

備考 営利又は営業のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額の100分の400に相当する額とする。